

市川市地域防災計画の修正について（概要）

1. 市川市地域防災計画について

「市川市地域防災計画（以下「計画」という。）」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市川市防災会議が作成する計画です。

市民の生命・財産を守るため、「被害を軽減するための予防計画」、「災害発生時の迅速かつ的確な行動を示した応急対策計画」等を定めています。

2. 計画修正の目的

近年頻発する大規模自然災害を踏まえ、本市の災害対応について更に向上を図る必要があることから、本計画の修正を行います。

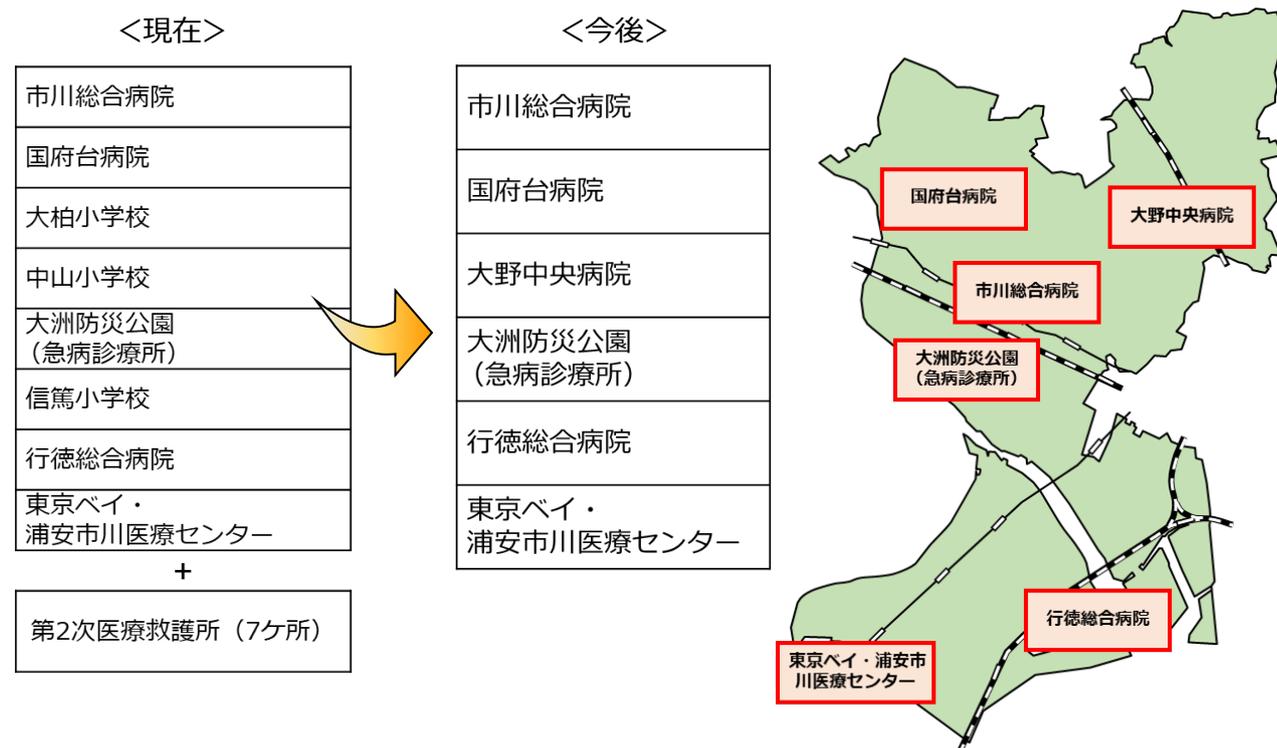
3. 計画修正の主なポイント

（1）医療救護所の集約

近年の大規模災害では、拠点となる大きな病院に傷病者が集中しており、都市部にある本市においても同様の事象が想定されています。

また、災害時には、多くの命を救うために限りある医療資機材や人材を有効かつ効率的に活用する必要があることから、現在、市内の病院及び小・中学校に開設を予定している医療救護所を、災害時の拠点となりうる病院のみに集約します。

※これにより、最大15箇所としていた医療救護所は、病院前の6箇所となります。



(2) 土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）の指定

本市では、これまでに市独自の基準で、88箇所のがけ地を「がけ崩れ警戒区域」として地域防災計画に位置付けていましたが、その内55箇所のがけ地について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定がなされました。

<土砂災害警戒区域の指定状況>

- ・令和2年 6月 2日 2箇所指定
- ・令和3年 2月16日 12箇所指定
- ・令和3年 3月30日 25箇所指定
- ・令和3年 5月28日 11箇所指定
- ・令和3年10月29日 5箇所指定 合計55箇所

<土砂災害警戒区域の法的規制（本市の役割）>

- ・区域内の居住者に対して、土砂災害の危険性、避難場所等を周知する。
- ・土砂災害のおそれのある区域、避難場所等を記載したハザードマップを作成する。

今後も区域内の居住者に対して、警戒避難体制の整備を図るとともに、千葉県と連携し、ハード対策として区域の整備についても、進めていきます。

4. そのほかの修正内容

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた、感染症に配慮した避難体制の整備
- ・高潮に関して、水防法に基づく浸水想定区域の指定
- ・小規模河川（高谷川・秣川等）に関して、水防法に基づく氾濫推定図の指定
- ・公共施設の建替え、取り壊し等に伴う避難所数の変更
- ・年度切り替えに伴う組織体制の変更